



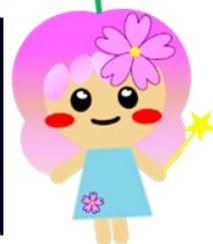
就活応援通信 epi.34

LINE@



知らなきゃ損!

病気やケガで働けなくなったら 受けられる6つの公的制度



この6つの制度は、誰もが必ず受けられるというものではありませんし、同時に6つの制度を利用できるわけでもありません。ただ、万が一のときにはこのような保障があるということを知っておくことは大切です。

傷病手当金

全国健康保険協会、健康保険組合に加入している人が対象。
傷病手当金の対象は業務外の病気やケガに限定！
傷病手当金は、4日以上欠勤をした場合に、4日目から受け取ることができます。これは、病気やケガで仕事ができなくなり収入が減少した場合に支給されます。支給金額は標準報酬月額のおよそ3分の2程度。支給期間は18か月。

休業補償給付 休業給付

業務上の怪我等が原因で休業した場合に労災保険によって補償されるものです。こちらも会社員が対象で自営業者は受けることができません。給与の8割程度が目安→4日以上欠勤した場合4日目から支給。再び働けるまで受け取ることが可能 日数制限はなし。

療養補償給付 療養給付

労災保険によって受けられる保障です。治療費補助の上限はなく、基本的には全額補償。仕事による病気やケガによって通院が必要になった場合に受けられ、仕事を休まなくても受けられます。

高額療養費制度

病気やケガによる治療費が高額になると、高額療養費制度を受けられます。1か月の支払い医療費の上限が年齢や所得によって決められており一定の金額を超えた治療費は支払わなくて良い。(確定申告により申告する)

医療費控除

医療費控除は、年間の医療費が一定額を超えた場合に受けられる所得控除。高額療養費制度などの補助制度を用いても、医療費金額が一定額を超えれば医療費控除を受けることができます。

障害年金

障害年金は、病気やケガで重い障害を負った際に給付を受けられるという制度。国の制度で、誰でも受けることができます。もちろん、会社員・自営業者は問いません。

※詳細については専門の各機関にお問い合わせください。分からない方はジョブカフェに。

〒024-8520 岩手県北上市芳町2-8 北上地区合同庁舎1階 Tel・Fax 0197-63-3533

お問い合わせ・ご相談はジョブカフェさくらまで

